



宮崎県公報

平成19年10月1日(月曜日) 第1918号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1

告示

○公有水面埋立ての竣功認可……(漁港漁場整備課) 2

○道路の区域の決定……(道路保全課) 2

○道路の区域の変更……(道路保全課) 2

○港湾施設の概要の公示(6件)……(港湾課) 3

公告

○土地改良区の役員の退任の届出……(農村整備課) 9

正誤

○平成17年4月4日付け県公報(第1663号)中……10

○平成19年7月5日付け県公報(第1893号)中……10

規則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第七十号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第六号中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、3の前に次のように加える。

- 2 第十条(第三十八条、第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出の受理に関する事。

別表保健所長の項第八号中9を13とし、8を12とし、7を11とし、6を10とし、5を9とし、4を8とし、3を7とし、7の前に次のように加える。

- 5 第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事。
- 6 第三十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事。

別表保健所長の項第八号中2を4とし、4の前に次のように加える。

- 3 第十条第二項の規定による返納の受理に関する事。

別表保健所長の項第八号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第八条の規定による返納の受理に関する事。

別表保健所長の項第十八号1中「第十三条」を「第十五条」に改め、同号4中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号中4を6とし、同号3中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号中3を5とし、同号2中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同号中2を4とし、4の前に次のように加える。

- 2 第十六条第一項の規定による承認に関する事。
- 3 第十七条第一項の規定による承認に関する事。

別表保健所長の項第三十五号中「昭和五十年四月一日定め」を「平成十八年十月一日定め」に改め、同号1中「第六条第一項」を「第四の二」に改め、同号2中「第六条第二項」を「第四の四」に改める。

別表保健所長の項第六十八号を次のように改める。

六十八 障害者自立支援法による次の事務(育成医療に係るものに限る。)

- 1 第五十二条の規定による申請の受理に関する事。
- 2 第五十四条第一項の規定による支給認定に関する事。
- 3 第五十四条第二項の規定による指定自立支援医療機関の決定に関する事。
- 4 第五十四条第三項の規定による自立支援医療受給者証の交付に関する事。
- 5 第五十六条第二項の規定による変更の認定及び医療受給者証の提出の請求に関する事。
- 6 第五十六条第四項の規定による医療受給者証の返還に関する事。
- 7 第五十七条第一項の規定による取消しに関する事。
- 8 第五十七条第二項の規定による医療受給者証の返還の請求に関する事。

別表保健所長の項に次のように加える。

六十九 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)による事務(育成医療に係るものに限る。)

- 1 第三十一条第一項の規定による届出の受理に関する事。
- 2 第三十二条第一項の規定による申請の受理及び医療受給者証の交付に関する事。

別表精神保健福祉センター所長の項第二号中「(平成十八年政令第十号)」を削る。

別表の付表第十四号中「補助金のうち」の下に、「新需給システム推進事業、新地域水田農業担い手条件整備事業、宮崎米新産地づくり体制支援事業」を、「今だ!ラナンキュラス日本一産地づくり事業」の下に、「魅力あるみやざきの果樹産地育成事業」を加える。

別表の付表第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

別表の付表第三十五号を次のように改める。

三十五 「未来へつなぐ森」保全対策推進事業補助金交付要

綱(平成十九年六月二十七日定め)に基づく補助金
別表の付表第四十号を次のように改める。

四十 削除

別表の付表に次のように加える。

四十九 野生猿被害防止総合対策事業補助金交付要綱(平成
十九年七月一日定め)に基づく補助金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表保健所長の項
第十八号の改正規定は、平成十九年十月二十日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 787号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定によ
り、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成19年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 竣功認可年月日及び番号

平成19年9月10日

シレイ 26750-243

2 竣功認可を受けた者の氏名(又は名称)及び住所(並びに法人
にあっては代表者の氏名)

宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 東国原 英夫

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県延岡市北浦町大字宮野浦字殿川原27番1、27番3、24
番2、24番3、8番2の地先

(2) 区域

次の各地点①の地点と⑥の地点とを順次に結んだ線及び⑥の
地点と⑯の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線(D.L.+2.
30m)を順次に結んだ線及び、⑯の地点と⑳の地点を順次に結
んだ線及び、①の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区
域(地点の位置は、別表の通り)。

(3) 面積

14,755.69㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年8月3日 シレイ 268-126

5 関係図書を閲覧することができる市町村名

延岡市

別表

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	北浦漁港宮野浦防波堤灯台(北緯32度41分42秒、 東経 131度50分03秒)から 0度33分07秒 307.44mの 地点		
②の地点	①の地点から	0度20分30秒	43.76mの地点
③の地点	②の地点から	84度53分40秒	0.29mの地点
④の地点	③の地点から	0度26分23秒	40.25mの地点
⑤の地点	④の地点から	271度12分29秒	2.80mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	0度24分10秒	70.15mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	93度54分43秒	5.50mの地点

⑧の地点	⑦の地点から	66度30分32秒	12.78mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	34度00分14秒	18.18mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	52度02分45秒	2.98mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	118度22分00秒	11.85mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	207度01分33秒	3.17mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	119度52分03秒	16.39mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	123度44分28秒	30.14mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	132度05分18秒	40.27mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	136度55分32秒	66.82mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	246度21分54秒	9.93mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	336度22分01秒	4.42mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	246度21分33秒	55.00mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	156度30分42秒	2.00mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	246度21分39秒	98.89mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	156度21分55秒	2.42mの地点

宮崎県告示第 788号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道
路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成19年10月1日から平成19年10月15日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 平岩字マツ バセ 11284 番1地先か ら同市同大 字字小松崎 12131番3 地先まで	17.2 ~ 26.3	95.5

宮崎県告示第 789号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月1日から平成19年10月15日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字栗 毛1413番1 地先から同	旧	26.0 ~ 55.0	44.0
				新	19.2 ~ 55.0	44.0

			郡同町同大字同字1413番3地先まで		
--	--	--	--------------------	--	--

宮崎県告示第 790号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図対象番号)	数 量	能 力
古江港	係留施設	浮さん橋	延岡市北浦町古江字阿蘇東谷2949番30地先 (C-5-1-2)	延長	水深
				44.0メートル	3.0メートル
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町54番5地先 (B-1-7-18)	延長	天端高
				13.1メートル	4.5メートル
		護岸	延岡市方財町 250番1地先 (B-5-7)	延長	天端高
			25.29メートル	4.21メートル	
	係留施設	物揚場	延岡市方財町 243番3地先から 250番1地先 (C-6-9)	延長	水深
			95.0メートル	3.0メートル	
細島港	外郭施設	防波堤	日向市大字日知屋字畑浦地先 (B-1-11)	延長	天端高
				230.0メートル	9.0メートル
宮崎港	外郭施設	突堤	宮崎市阿波岐原町字前浜4277番43地先 (B-7-7)	延長	天端高
				144.0メートル	3.0メートル
		係留施設	船揚場	同上 (C-7-3)	延長
				3.1メートル	0.6メートル
	臨港交通施設	駐車場	宮崎市阿波岐原町字前浜4277番43 (D-4-8)	面積	アスファルト舗装
				5,219平方メートル	

港湾環境整備施設	緑地	同上 (L-2-12)	面積		
			25,000平方メートル		
		宮崎市港東3丁目1番地地先 (L-2-13)	面積		
			15,525平方メートル		
港湾管理施設	その他施設 (休憩棟)	宮崎市阿波岐原町字前浜4277番43 (N-5-3)	総床面積	木造平屋建て	
			168平方メートル		
油津港	外郭施設	防波堤	日南市油津2丁目10番7地先 (B-1-3-8)	延長	天端高
				19.4メートル	4.2メートル
			同上 (B-1-3-9)	延長	天端高
				50.0メートル	4.2メートル
			同上 (B-1-3-10)	延長	天端高
			20.0メートル	4.2メートル	
		日南市大字平野字大節8338番41地先 (B-1-5-8)	延長	暫定天端高	
			20.0メートル	4.0メートル	
		同上 (B-1-5-9)	延長	暫定天端高	
			20.0メートル	4.0メートル	
港湾環境整備施設	緑地	日南市園田3丁目1番地、7番3、7番5、7番7、7番8、27番1、27番2、30番及び31番 (L-2-7)	面積		
			2,187平方メートル		
		日南市春日町15番2及び16番2地先 (L-2-8)	面積		
			832平方メートル		
大納港	航行補助施設	航路標識	串間市大字大納字縄手2042番15地先及び2042番16地先 (E-1-1)	1基	光達距離
					4.5キロメートル、

					灯色 緑色
--	--	--	--	--	----------

宮崎県告示第 791号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
宮崎港	臨港交通施設	駐車場	宮崎市阿波岐原町字前浜4277番42 (D-4-7)	面積 9,250平方メートル	アスファルト舗装
	港湾環境整備施設	緑地	同上 (L-2-8)	面積 30,400平方メートル	
	港湾管理施設	その他施設 (休憩棟)	同上 (N-5-2)	総床面積 205.77平方メートル	木造平屋建て
油津港	外郭施設	護岸	日南市園田 3 丁目 7 番 3、27番 2 (B-5-33-2)	延長 58.0メートル	天端高 3.3メートル
			日南市園田 3 丁目 7 番 3、30番 (B-5-34)	延長 70.0メートル	天端高 3.3メートル
			日南市園田 3 丁目 30 番、31番 (B-5-35)	延長 61.0メートル	天端高 3.3メートル
			日南市園田 3 丁目 1 26番 6 (B-5-36)	延長 17.73メートル	天端高 3.5メートル
			日南市園田 1 丁目 1 26番 3、2 丁目 126 番 4、126番 5 (B-5-37)	延長 360.0メートル	天端高 3.5メートル

			日南市春日町15番 2 及び16番 2 地先 (B-5-39)	延長 135.0メートル	天端高 3.0メートル
外浦港	外郭施設	護岸	南那珂郡南郷町大字 贄波字馬場 519番地 (B-5-3)	延長 103.5メートル	天端高 7.0メートル
			南那珂郡南郷町大字 贄波字浜町3091番 1、3091番 3、3093番 1 地先 (B-5-6)	延長 274.8メートル	天端高 7.0メートル
大島港	外郭施設	護岸	南那珂郡南郷町大字 中村字小浜乙7907番 1-2 地先 (B-5-17)	延長 78.5メートル	天端高 7.0メートル
福島港	外郭施設	防波堤	串間市大字南方字金谷地先 (B-1-1-6)	延長 33.0メートル	天端高 5.9メートル
			同上 (B-1-1-7)	延長 60.0メートル	天端高 5.9メートル

宮崎県告示第 792号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の公示（平成 7 年宮崎県告示第 133号）は、廃止する。

平成19年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	臨港交通施設	臨港道路	日向市大字日知屋字 竹島町 3 (D-1-16)	延長 310.0メートル	幅員 11.5メートル
			荷さばき施設	軌道走行式荷役機械	同上 (F-2-5)
	荷さ	同上	同上	面積	コンク

宮 崎 県 公 報

平成 19 年 10 月 1 日 (月曜日) 第 1918 号

		ばき地	(F-4-1)	24,106平方メートル	リート舗装		施設	堤	宇和路2338番地先 (B-1-26)	20.0メートル	5.0メートル
	港湾管理施設	港湾管理事務所	日向市大字日知屋字新開 17371番2 (N-1-1)	総床面積 839.24平方メートル					延長 12.0メートル	天端高 5.0メートル	
		港湾管理用資材倉庫	日向市大字日知屋字竹島町3 (N-2-2)	総床面積 211.25平方メートル					延長 2.5メートル	天端高 2.8メートル	
	港湾公害防止施設	その他施設 (防塵柵)	日向市大字日知屋字西の原5505番4 (J-3-1)	延長 105.3メートル	高さ 8.0メートル				延長 10.0メートル	天端高 2.8メートル	
美々津港	外郭施設	防波堤	日向市大字幸脇字港柱通地先 (B-1-17)	延長 12.6メートル	天端高 5.7メートル		係留施設	物揚場	同上 (C-6-7)	延長 42.5メートル	水深 1.0メートル
			同上 (B-1-19)	延長 20.3メートル	天端高 5.7メートル				延長 120.0メートル	水深 3.0メートル	
	護岸	日向市大字美々津町字北石並地先 (B-5-39)	延長 40.56メートル	天端高 7.0メートル	延長 120.0メートル				水深 3.0メートル		
		日向市大字美々津町字崎田町地先 (B-5-40)	延長 184.79メートル	天端高 7.0メートル	延長 110.0メートル				水深 2.0メートル		
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-5)	延長 17.5メートル	天端高 4.5メートル	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町市振字直海3817番4地先 (B-1-17)	延長 10.4メートル	天端高 6.5メートル	
延岡新港	外郭施設	防波堤	延岡市新浜町2丁目8935番 160地先 (B-1-3-4)	延長 12.0メートル	天端高 4.5メートル			護岸	同上 (B-5-14)	延長 17.5メートル	天端高 2.8メートル
熊野江港	外郭施設	護岸	延岡市熊野江町地先 (B-5-10)	延長 86.3メートル	天端高 2.8メートル	宮崎港	外郭施設		導流堤	宮崎市大字赤江飛江田地先 (B-4-5-1)	延長 155.0メートル
			係留施設	物揚場 (C-6-6)	延長 112.0メートル			水深 2.0メートル		同上 (B-4-5-2)	延長 61.0メートル
古江港	外郭	防波	延岡市北浦町古江字	延長	天端高						

	護岸	宮崎市港東 3 丁目 1 番地先 (B-5-24)	延長 853.0メートル	天端高 11.5メートル	
		突堤	宮崎市字飛江田地先 (B-7-1)	延長 50.0メートル	天端高 4.4メートル
	係留施設	岸壁	宮崎市港東 3 丁目 4 番地先 (C-1-10)	延長 198.0メートル	水深 9.0メートル
		船揚場	宮崎市港東 1 丁目 1 番地先 (C-7-1)	延長 15.0メートル	水深 2.3メートル
	臨港交通施設	駐車場	宮崎市新別府町字前浜1399番12 (D-4-4)	面積 5,605平方メートル	アスファルト舗装
	船舶役務用施設	給水施設	宮崎市港 3 丁目 4 番地 (I-1-5)	1 基	0.5トン/分
同上 (I-1-6)			1 基	0.5トン/分	
油津港	外郭施設	護岸	日南市大字平野字大節8338番1地先 (B-5-51)	延長 450.0メートル	天端高 0.0メートル
	航行補助施設	航路標識	日南市大字平野字大節8338番41地先 (E-1-5)	1 基	光達距離 6.0カイリ、灯色 赤色
外浦港	外郭施設	防波堤	南那珂郡南郷町大字贅波字魚見29番12地先 (B-1-4)	延長 110.0メートル	天端高 3.6メートル
	航行補助施設	航路標識	南那珂郡南郷町大字栄松地先 (E-1-2)	1 基	光達距離 1.8キロメートル、灯色 黄色
大島港	航行	航路	南那珂郡南郷町大字	1 基	光達距離

	補助施設	標識	中村字小揚浜乙7906番5地先 (E-1-1)		離 5.0キロメートル、灯色 黄色
			南那珂郡南郷町大字中村字荒平7847番1地先 (E-1-2)	1 基	光達距離 3.7キロメートル、灯色 赤色
福島港	外郭施設	防波堤	串間市大字西方字下夕町 15071番 128地先 (B-1-5-10)	延長 45.8メートル	天端高 7.0メートル
			同上 (B-1-9-1)	延長 120.0メートル	天端高 5.5メートル
	係留施設	船揚場	串間市大字西方字新渡目 15288番 1地先 (B-7-4)	延長 87.7メートル	天端高 5.0メートル
			串間市大字西方字下夕町 15071番 127地先 (C-7-2-2)	延長 30.0メートル	天端高 3.0メートル

宮崎県告示第 793号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要(平成15年宮崎県告示第 472号)は、廃止する。

平成19年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図対象番号)	数 量	能 力
古江港	航行補助施設	航路標識	延岡市北浦町市振字直海3817番1地先 (E-1-1)	1 基	光達距離 4.0キロメートル

宮 崎 県 公 報

平成 19 年 10 月 1 日 (月曜日) 第 1918 号

					灯色 赤色	宮崎港	港湾 環境 整備 施設	緑地	宮崎市港東 3 丁目 1 番地先 (L-2-9)	面積 98,000平 方メート ル		
			延岡市北浦町市振字 直海3373番 2 地先 (E-1-2)	1 基	光達距 離 2.5海 里、灯 色 緑 色				宮崎市新別府町前浜 1401番 272 (L-2 -10)	面積 41,200平 方メート ル		
	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 阿蘇3300番55地先 (B-1-35)	延長 61.1メー トル	天端高 1.5メ ートル				宮崎市新別府町前浜 1400番16 (L-2-11)	面積 8,025平 方メート ル		
	係留 施設	船揚 場	延岡市北浦町古江字 尻浦2932番 3 地先 (C-7-3)	延長 35.0メー トル	水深 0.5メ ートル			その 他施 設 (ト イレ)	宮崎市新別府町前浜 1401番 296 (L-7-2)	面積 35.19平 方メート ル		
	航行 補助 施設	航路 標識	延岡市北浦町古江字 阿蘇3300番55地先 (E-1-5)	2 基	灯色 赤色				宮崎市新別府町前浜 1400番16 (L-7-3)	面積 38.0平方 メートル		
	廃棄 物処 理施 設	廃棄 物埋 立護 岸	延岡市北浦町古江字 尻浦2932番 3 地先 (K-1-3)	延長 224.7メ ートル	天端高 5.6メ ートル							
同上 (K-1-5)			延長 253.8メ ートル	天端高 5.6メ ートル								
同上 (K-1-6)			延長 35.0メー トル	天端高 4.0メ ートル								
延岡港	外郭 施設	防波 堤	延岡市東海町54番 5 地先 (B-1-7-14)	延長 32.7メー トル	天端高 4.5メ ートル		油津港	外郭 施設	防波 堤	日南市大字石河 588 番 129地先 (B-1-3-7)	延長 9.7メー トル	天端高 4.2メ ートル
美々津 港	外郭 施設	防波 堤	日向市美々津町下町 3169番地先 (B-1-24)	延長 63.0メー トル	天端高 7.0メ ートル		大島港	外郭 施設	防波 堤	南那珂郡南郷町大字 中村字外浦先乙8037 番 1 地先 (B-1-3-6)	延長 15.1メー トル	天端高 4.0メ ートル
細島港	臨港 交通 施設	臨港 道路	日向市竹島町 1 丁目 80及び82番地 (D-1-25)	延長 30.0メー トル	幅員 13.0メ ートル		福島港	臨港 交通 施設	臨港 道路	串間市大字西方字下 夕町 15071番 128地 先 (D-1-4-5)	延長 208.9メ ートル	幅員 6.5メ ートル
			同上 (D-1-4-6)	延長 208.9メ ートル	幅員 6.5メ ートル							
	同上 (D-1-4-7)	延長 128.7メ ートル	幅員 6.5メ ートル									
			日向市竹島町 1 丁目 74及び76番地 (D-1-26)	延長 270.0メ ートル	幅員 10.0メ ートル				同上 (D-1-4-8)	延長 124.1メ ートル	幅員 6.5メ ートル	
	係留 施設	物揚 場	日向市日知屋1022番 地先 (C-6-13)	延長 15.0メー トル	水深 2.0メ ートル				同上 (D-1-4-9)	延長 150.9メ ートル	幅員 6.5メ ートル	

係留施設	さん橋	串間市大字西方字下夕町 15050番17地先 (C-4-2-1)	延長 72.0メートル	水深 2.0メートル
港湾環境整備施設	緑地	串間市大字西方字下夕町 15071番25 (L-2-2-1)	面積 5,866.2平方メートル	

宮崎県告示第 794号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成16年宮崎県告示第 581号）は、廃止する。

平成19年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港	係留施設	浮さん橋	延岡市北浦町古江字阿蘇東谷2949番30及び33地先 (C-5-1-1)	延長 49.75メートル	水深 3.0メートル
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町54番5地先 (B-1-7-15)	延長 7.7メートル	天端高 4.5メートル
細島港	外郭施設	護岸	日向市竹島町1番83、84及び85 (B-5-2)	延長 1,247.0メートル	天端高 4.75メートル
	港湾環境整備施設	緑地	日向市大字細島字細島ヶ崎1023番1及び5531番1 (L-2-2-2)	面積 5,875.51平方メートル	
宮崎港	外郭施設	護岸	宮崎市阿波岐原町前浜4277番1他地先 (B-5-37)	延長 431.5メートル	天端高 4.8メートル
油津港	外郭施設	防波堤	日南市大字隈谷字飯崎甲2259番地地先 (B-1-6-3)	延長 30.0メートル	天端高 5.5メートル
			同上 (B-1-6-4)	延長 45.0メートル	天端高 6.1メートル

	護岸		同上 (B-1-6-5)	延長 30.0メートル	天端高 6.1メートル
			日南市春日町5番22及び23 (B-5-13-1)	延長 130.0メートル	天端高 2.5メートル
			日南市春日町12番1及び2並びに13番地先 (B-5-40)	延長 109.2メートル	天端高 3.0メートル
港湾環境整備施設	緑地	日南市春日町5番1、2、19、22及び23 (L-2-6)	面積 847平方メートル		
大島港	外郭施設	防波堤	南那珂郡南郷町大字中村字外浦先乙8037番1地先 (B-1-3-7)	延長 22.3メートル	天端高 4.0メートル
福島港	係留施設	さん橋	串間市大字西方字下夕町 15050番22地先 (C-4-2-2)	延長 92.0メートル	水深 2.0メートル
	保管施設	野積場	串間市大字西方字下夕町 15071番 128 (H-2-8)	面積 11,127平方メートル	
	港湾環境整備施設	緑地	同上 (L-2-2-2)	面積 4,419.5平方メートル	
同上 (L-2-2-3)			面積 2,114.3平方メートル		

宮崎県告示第 795号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成19年宮崎県告示第 312号）は、廃止する。

平成19年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	係留施設	物揚場	日向市大字日知屋字西ノ原地先 (C-6-3)	延長 200.0メートル	水深 3.5メートル
			宮崎港	外郭施設	防波堤
宮崎港	係留施設	岸壁	宮崎市港3丁目4番 (C-1-7)		
			臨港交通施設	臨港道路	同上 (D-1-14)
同上 (D-1-15)	延長 271.0メートル	幅員 6.5メートル			
同上 (D-1-16)	延長 271.0メートル	幅員 6.5メートル			
同上 (D-1-17)	延長 62.0メートル	幅員 6.5メートル			
駐車場	同上	同上 (D-4-1)			面積 5,808.01平方メートル
		同上 (D-4-2)	面積 1,422平方メートル	アスファルト舗装	
		同上 (D-4-3)	面積 2,303平方メートル	アスファルト舗装	
宮崎港	係留施設	岸壁	同上 (D-5-3)	延長 20.75メートル	幅員 4.0メートル、最大荷重 50トン
			福島港	外郭施設	護岸
福島港	係留施設	岸壁	同上 (C-1-2-1)		
			宮崎港	外郭施設	護岸
宮崎港	係留施設	岸壁			
			宮崎港	係留施設	岸壁

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、田野町元野地区土地改良区 (宮崎市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	津 田 勝	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	津 田 定 徳	宮崎市田野町甲 13146番地 6
理 事	内八重 憲 一	宮崎市田野町甲 12086番地
理 事	横 山 博	宮崎市田野町甲 12304番地
理 事	津 田 義 徳	宮崎市田野町甲 12279番地 1
理 事	松 山 善 士	宮崎市田野町甲 12483番地 1
監 事	内八重 政 光	宮崎市田野町甲 12283番地

監 事	津 田 幸 一	宮崎市田野町甲 12965番地 6
監 事	日 高 達 郎	宮崎市田野町甲 12085番地 4号

正 誤

平成17年 4 月 4 日付け県公報 (第1663号) 中

ページ	段	行	誤	正
1	左	8	共用	供用

平成十九年七月五日付け県公報 (第一八九三号) 中

ページ	段	行	誤	正
五	下	三十一	宮崎県病院局企業管理規程第八号	宮崎県病院局企業管理規程第七号